

平成30年10月15日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所：伊藤忠商事株式会社
大阪府大阪市北区梅田3-1-3
2. 指名停止措置期間：1ヶ月 平成30年10月15日～平成30年11月14日
3. 指名停止措置の範囲：本社及び東京PCB処理事業所に係る案件
4. 事実概要
上記の事業者は全日本空輸株式会社の発注する制服の入札において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為を行っていたとして、平成30年7月12日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。
5. 指名停止措置理由
上記4は、「指名停止措置要領」別表第2第4号（独占禁止法違反行為）に該当すると認められる。

「指名停止措置要領」別表第2第4号

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 4 指定区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第11号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内

以上